

# 仕様書

1 業務名 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物掲出業務

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

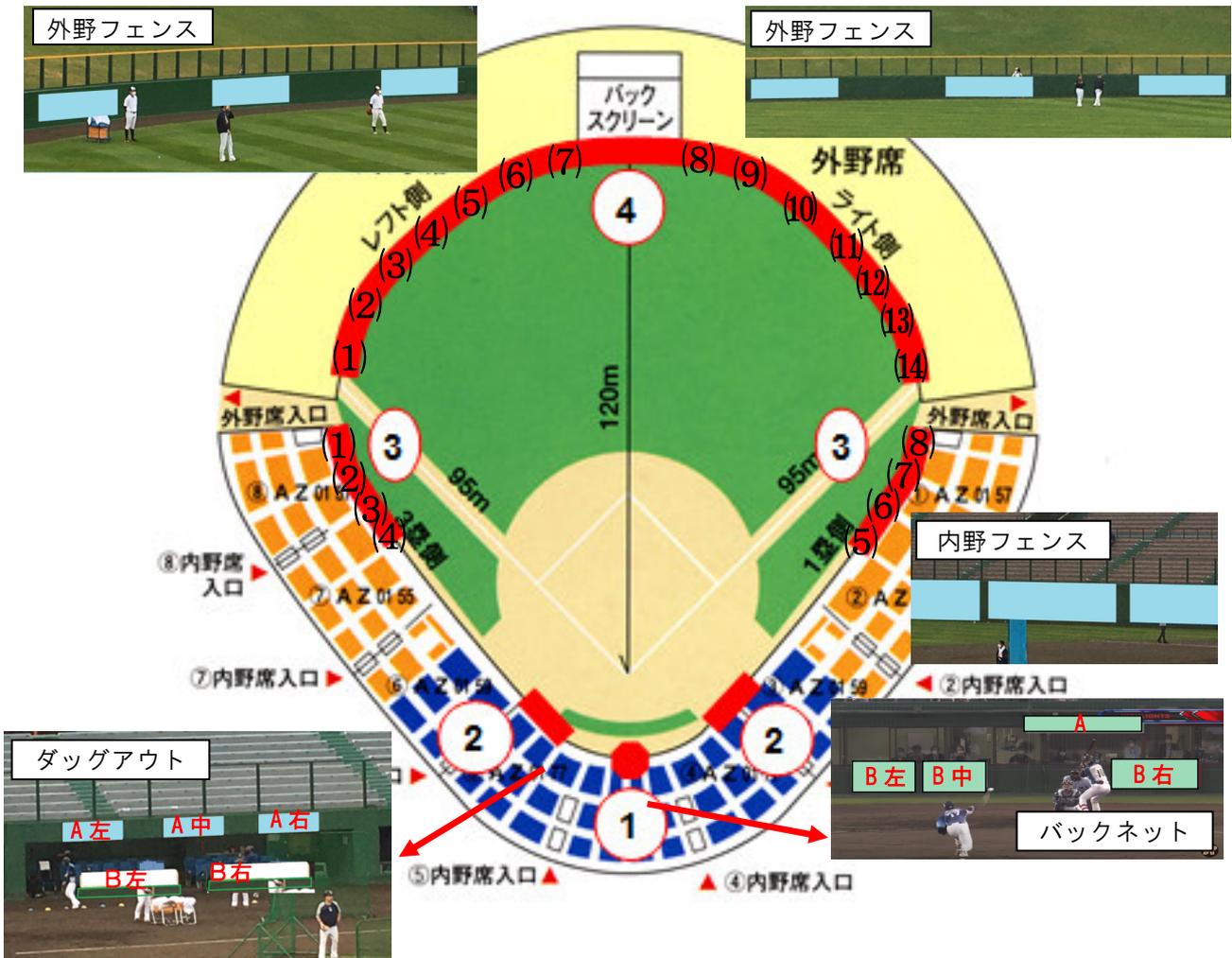
3 広告物掲出施設の概要について

- (1) 施設名称及び所在地 花咲スポーツ公園硬式野球場（スタルヒン球場） 旭川市花咲町2丁目
- (2) 設置主旨 来場者向けの企業・団体広告バナーの設置
- (3) 施設開設期間 夏期 4月20日から10月20日(午前6時00分から午後9時00分)  
冬期 12月下旬～2月末までちびっこスキー場開設(積雪状況による)
- (4) 利用者数 令和7年度年間(4月～翌3月)来場者数見込60,000人  
夏期45,000人(小中野球大会/高野連道北大会/合宿・野球教室等)  
冬期15,000人

4 掲出広告物の内容について

- (1) 掲出期間 令和8年4月20日から令和9年3月31日まで  
※公園使用許可期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

- (2) 広告物掲出位置 花咲スポーツ公園硬式野球場内フェンス  
ア 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物掲出箇所



イ 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物規格

図面 番号	掲出エリア	掲出箇所	箇所 番号	寸法(m)		掲出状況
				縦	横	
①	バックネット	下段	B左	0.70	1.44	
	バックネット	下段	B中	0.72	1.44	
	バックネット	下段	B右	0.72	1.44	
	バックネット	上段	A	0.45	2.70	R 8 継続予定
②	ダッグアウト前	防球ネット 1 塁側	B左	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット 1 塁側	B右	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット 3 塁側	B左	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット 3 塁側	B右	0.48	3.54	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所 1 塁側	A左	0.60	2.10	R 8 継続予定
	ダッグアウト上	ラバー面箇所 1 塁側	A中	0.60	2.10	R 8 継続予定
	ダッグアウト上	ラバー面箇所 1 塁側	A右	0.60	2.10	R 8 継続予定
	ダッグアウト上	ラバー面箇所 3 塁側	A左	0.60	2.10	R 8 継続予定
	ダッグアウト上	ラバー面箇所 3 塁側	A中	0.60	2.10	R 8 継続予定
ダッグアウト上	ラバー面箇所 3 塁側	A右	0.60	2.10	R 8 継続予定	
③	内野フェンス	レフト側	(1)	2.40	10.00	
	内野フェンス	レフト側	(2)	2.40	10.00	R 8 継続予定
	内野フェンス	レフト側	(3)	2.40	10.00	R 8 継続予定
	内野フェンス	レフト側	(4)	2.40	10.00	R 8 継続予定
	内野フェンス	ライト側	(5)	2.40	10.00	
	内野フェンス	ライト側	(6)	2.40	10.00	R 8 継続予定
	内野フェンス	ライト側	(7)	2.40	10.00	R 8 継続予定
	内野フェンス	ライト側	(8)	2.40	10.00	
④	外野フェンス	レフト側	(1)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(2)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(3)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	レフト側	(4)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	レフト側	(5)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	レフト側	(6)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	レフト側	(7)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	ライト側	(8)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	ライト側	(9)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(10)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(11)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(12)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(13)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(14)	0.95	5.00	
全掲出枠				36枠		18枠

### (3) 広告物掲出条件

- ア 広告物掲出及び撤去時に球場内芝生、クレー、フェンスを汚損破損しないこと。
- イ 旭川市都市公園条例及び旭川市都市公園広告物掲出取扱要綱を遵守すること。

### (4) 広告物の仕様

- ア 広告物の規格は以下の①～③を遵守しつつ、「(2) ーイー花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物規格」に準拠すること。
  - ①掲出期間中に広告物が劣化しない素材。
  - ②掲出箇所の汚損、壁材剥離が生じない素材。
  - ③フェンス緩衝度の低下、照明・日光の反射等、競技の支障にならない素材。
- イ 色合いについては設置場所付近の環境を考慮すること。
- ウ 広告物の枠の角が鋭利とならないように加工すること。
- エ 各広告物枠の掲載範囲は「(2) ーイー花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物規格」で示す寸法及び面積の範囲内とする。
- オ 広告物のデザイン作成、設置、撤去、補修等、掲出作業に関する経費は、全て業務受託者（以下、「受託者」という。）が負担する。
  - ※受託者が広告主から徴収する上記経費（公園使用料（広告物掲出料）を除く。）については、受託者の裁量において決定してください。

## 5 既存掲出広告物について

「(2) ーイー花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物規格」の表中「掲出状況」欄に「R8継続予定」と記載されている18枠の掲出箇所については、令和7年度に意向調査を行い、掲出継続の意向を示している。もしくは、条件によっては掲出の継続を検討すると回答していることから、受託者は現広告主と掲出に関する協議を行うこと。継続を希望しない場合は、撤去後（負担は現広告主）、受託者が改めて広告主を募集すること。

現広告主の名前、連絡先については、本業務契約締結時に市が受託者に対して、情報提供します。

## 6 広告物掲出見本の提出及び広告物掲出作業の申請

- (1) 広告主から申込みがあった場合、受託者は、「別紙様式第1号：広告物内容審査申請書」を市に提出し内容審査を受けること。
- (2) 掲出希望日の設定は、内容審査の期間(1週間程度)及び公園利用申請に要する期間(1週間程度)に留意すること。
- (3) 受託者は、「別紙様式第2号：広告物内容審査結果通知書」により、掲出の承認を得た広告物について、市と協議の上、掲出作業の日時を確定させ、「公園使用行為許可申請書」及び「広告物掲出表」を掲出作業開始予定日の5日前までに提出すること。

## 7 公園使用料（広告物掲出料）の納入方法

- (1) 受託者は、「別紙様式第3号：広告物掲出料請求書」に基づき、当該年度分の公園使用料（広告物掲出料）を「別紙様式第2号」に記載された「掲出完了月日」の翌月15日までに市が発行する納入通知書により一括して納入すること。
- (2) 公園使用料（広告物掲出料）は掲出枠数×1枠当たりの契約金額とする。
- (3) 「掲出完了日」までに広告物の掲出が完了していない場合も、公園使用料（広告物掲出料）を納入しなければならない。
- (4) 既納の公園使用料（広告物掲出料）の返還は行わない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告物の掲出ができなかったときは、その全部又は一部を返還するものとする。

## 8 その他及び再掲

- (1) 受託者は、広告主の募集・決定、広告物のデザイン・作成・掲出、その他必要な広告主との調整・協議など広告物掲出に係る一連の業務を行います。
- (2) 受託者は、令和8年4月20日に広告物掲出を行うため、履行期間前に既存広告主及び新規広告主と広告物掲出に係る協議を行うことはできますが、協議の相手方、協議日時、協議結果について、速やかに市に報告すること。
- (3) 広告物掲出箇所は、既存の広告主を優先すること。また、新規広告物掲出箇所の希望が重複した場合は、受託者が調整すること。
- (4) 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、市と協議すること。
- (5) 受託者は、広告物の掲出に係る作業日・箇所・企業・枠数・意匠等をまとめた広告掲出実績報告書を当該年度の10月31日までに提出すること。
- (6) 受託者は、当該年度の12月末日までに広告主に次年度以降の掲出継続について意向確認を行いその結果を市に報告すること。
- (7) 広告物掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了時における広告物の撤去等については受託者の責任において行うこと。
- (8) 受託者は、この業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (9) 受託者は、この業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、市及び受託者双方が協議の上、決定する。

令和 年 月 日

旭川市市長 今津 寛介 殿

花咲スポーツ公園施設硬式野球場広告物掲出内容審査に関するご依頼

旭川市花咲スポーツ公園施設硬式野球場（旭川スタルヒン球場）への屋外広告物の掲出に係り、  
下記内容にて掲出内容の審査をご依頼申し上げます。

記

		No.
広告物掲出箇所・枠数		
広告物掲出者名		
広告物面積		
広告物規格	例：木枠・アルミ複合板・企業ロゴインクジェット印刷	
掲出希望日	令和 年 月 日（ ）まで	
広告物掲出意匠	デザイン  掲出イメージ	

担当者【                    】  
住 所：  
連絡先：

【別紙様式第1号記載例】

令和8年〇月〇日

旭川市市長 今津 寛介 殿

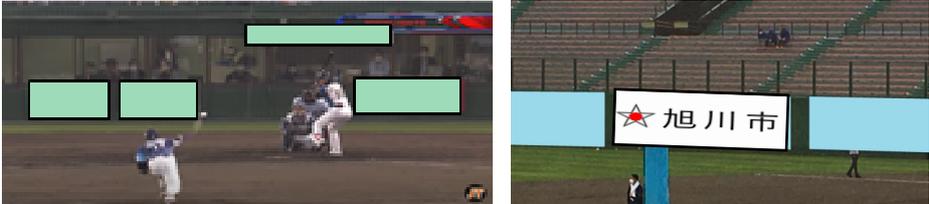
” 受 託 者 名 ”

” 代 表 者 名 ”

花咲スポーツ公園施設硬式野球場広告物掲出内容審査に関するご依頼

旭川市花咲スポーツ公園施設硬式野球場（旭川スタルヒン球場）への屋外広告物の掲出に係り、下記内容にて掲出内容の審査をご依頼申し上げます。

記

		No. 1
広告物掲出箇所・枠数	掲出予定箇所①－バグネット（下段）－B左 1 枠 掲出予定箇所③－内野フェンスレフト側－(4) 1 枠	合計 2 枠
広告物掲出者名	株式会社〇〇又は／△法人□□ 住所：〒000-0000 〇市〇町〇条〇丁目 電話：0000-00-0000 HP：http://www.aaaaaaa 業種：〇〇	
広告物面積	①H0. 7m×W1. 44m×1（規定面積の範囲内） ③H2. 4m×W10. 0m×1（規定面積の範囲内）	
広告物規格	①木枠・アルミ複合板／・企業ロゴインクジェット印刷 ③ペンキ塗（塗料の仕様を記載ください）	
掲出希望日	令和8年〇月〇日（ ）	
広告物掲出意匠	デザイン  掲出イメージ 	

担当者【〇〇】

住 所：旭川市〇条〇丁目〇番〇号

連絡先：0000-00-0000



別紙様式第3号

旭公み第 号

令和 年 月 日

” 受 託 者 名 ”

” 代 表 者 名 ”

旭川市長 今 津 寛 介

(土木部公園みどり課担当)

花咲スポーツ公園硬式野球場への広告物の掲出料の請求について

令和 年 月 日付け旭公み第 号で承認した花咲スポーツ公園硬式野球場への広告物の掲出に係る掲出料は次のとおりとなりますので、同封の納付書にて令和 年 月 15日までに納付してください。

掲出枠数 枠      広告物掲出料                      円

(連絡先)

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎4階

旭川市土木部公園みどり課管理緑化係

電話：0166-25-9705 (直通)

使用行為許可  
公園 占 用 許 可 申 請 書  
使 用 料 ( 後 納 )

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

〒 -

申請者

住所  
団体名  
代表者  
氏名  
職業  
電話 ( ) - 番

次のとおり申請します。

1 公園(使用行為・占用)許可申請

使用(占用)目的 旭川市都市公園への広告物の掲出 のため  
公園名 花咲スポーツ 公園 硬式野球場  
使用期間 年 月 日から 年 3 月 31 日まで 1 年間  
使用面積 旭川市都市公園広告物掲出取扱要綱第2条及び別紙掲出表のとおり  
占用期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間  
占用物件の種類・構造・数量・面積  
種類 構造  
数量 面積 m<sup>2</sup>  
占用物件の管理運営方法  申請者が管理運営  その他 ( )が管理運営  
占用物件の設置工事の期間・実施方法  
期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間  
実施方法  申請者が実施  その他 ( )  
添付書類  設計書 ・  仕様書 ・  図面  
入場料徴収の有無  有 円 ・  無  
備考  
○広告掲出に当たっては旭川市都市公園広告物掲出取扱要綱を遵守する。  
○広告掲載内容については別紙広告物掲出表のとおり  
○掲出作業開始日時: 令和 年 月 日  
○掲出作業完了日時: 令和 年 月 日

2 公園使用料(後納・分割・減免)申請

後納・分割の理由 広告物の掲出が取り消される場合もあるため。  
減額(免除)の理由

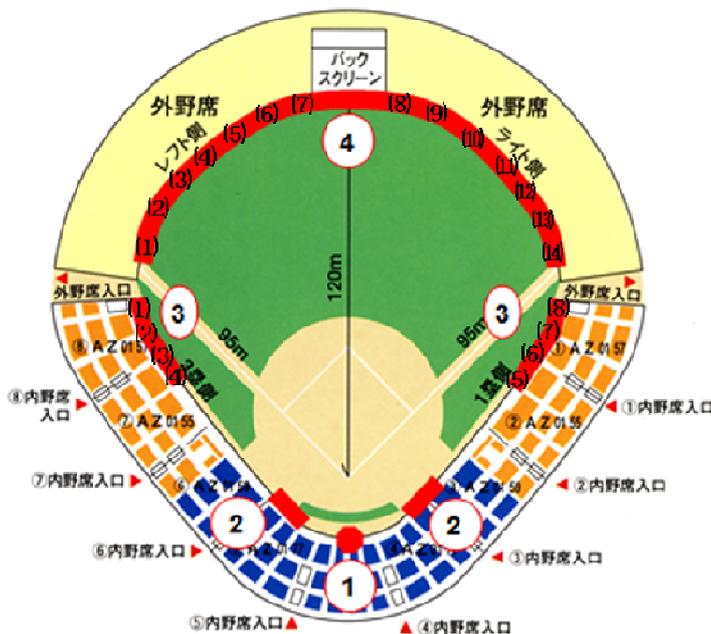
注 1 使用行為の内容については上記「使用行為」欄に、占用の内容については上記「占用」欄に記入して下さい。  
2 当該公園における行為又は占用の場所を示す位置図を添付して下さい。

上記の申請について、別紙のとおり許可・承認してよろしいか。 なお、減免基準は次の規定による。

旭川市都市公園使用許可に係る事務取扱基準〔別表の公園使用料等減免基準( )〕

決 裁	課長	主幹	補佐	係長	主査	係	公印	決裁月日	年 月 日
								施行月日	年 月 日
									旭公み指令第

図面 番号	掲出エリア	掲出箇所	箇所 番号	寸法(m)		掲出者 ※既掲出箇所は○を記載
				縦	横	
①	バックネット	下段	B左	0.70	1.44	
	バックネット	下段	B中	0.72	1.44	
	バックネット	下段	B右	0.72	1.44	
	バックネット	上段	A	0.45	2.70	
②	ダッグアウト前	防球ネット1 塁側	B左	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット1 塁側	B右	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット3 塁側	B左	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット3 塁側	B右	0.48	3.54	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所1 塁側	A左	0.60	2.10	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所1 塁側	A中	0.60	2.10	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所1 塁側	A右	0.60	2.10	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所3 塁側	A左	0.60	2.10	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所3 塁側	A中	0.60	2.10	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所3 塁側	A右	0.60	2.10	
③	内野フェンス	レフト側	(1)	2.40	10.00	
	内野フェンス	レフト側	(2)	2.40	10.00	
	内野フェンス	レフト側	(3)	2.40	10.00	
	内野フェンス	レフト側	(4)	2.40	10.00	
	内野フェンス	ライト側	(5)	2.40	10.00	
	内野フェンス	ライト側	(6)	2.40	10.00	
	内野フェンス	ライト側	(7)	2.40	10.00	
	内野フェンス	ライト側	(8)	2.40	10.00	
④	外野フェンス	レフト側	(1)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(2)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(3)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(4)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(5)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(6)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(7)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(8)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(9)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(10)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(11)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(12)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(13)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(14)	0.95	5.00	
全掲出枠				36枠		残 枠



※掲出場所を○で囲ってください